

国の方針

- 平成28年に改正された児童福祉法の趣旨に基づき、平成29年に「社会的養育ビジョン」が策定された。
- 国は、平成30年7月に通知を発出し、「社会的養育ビジョン」に掲げられる取組を通じて、「家庭養育優先原則」の徹底と「子どもの最善の利益」の実現を求めている。
- 本市では、国の通知で示された「記載すべき事項」を踏まえ、次期子どもプランに施策の内容を盛り込むもの。
- なお、国は、2029年(10年後)における「地域の実情を踏まえた里親等委託率」の数値目標も求めているため、次期子どもプランの目標年次である2024年(5年後)と、2029年(10年後)の数値目標を併記する。

1. 国の通知(記載すべき事項)

①社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

②里親等への委託の推進に向けた取組

- ・包括的な里親養育実施体制(フォスタリング)の構築
- ・地域の実情を踏まえた里親等委託率の数値目標

③施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能展開に向けた取組

- ・施設で養育が必要な子ども数の見込み
- ・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

④パーマナンスー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

⑤一時保護改革に向けた取組

⑥社会的養護自立支援の推進に向けた取組

⑦児童相談所の強化等に向けた取組

⑧当事者である子どもの権利擁護の取組

⑨子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

⑩代替養育を必要とする子ども数の見込み

- (1)代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (2)里親等委託が必要な子ども数の見込み
- (3)施設で養育が必要な子ども数の見込み 【再掲】
- (4)地域の実情を踏まえた里親等委託率の数値目標 【再掲】

社会的養育に関する各施策の今後のあり方

資料7

今後の里親等委託のあり方

- ・里親の普及啓発、リクルート、研修等を包括的に支援する
- 里親養育包括的支援業務(フォスタリング)の実施体制の構築 など

今後の児童養護施設等のあり方

- ・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進
- ・ケアニーズの高い子どもへの専門的な養育の推進 など

パーマナンスー保障としての特別養子縁組の推進

- ・特別養子縁組制度の普及啓発、手続きの支援 など

一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取
- ・第三者評価等による子どもの権利擁護 など

社会的養護自立支援の推進

- ・普通自動車運転免許等の助成、自立援助ホームの運営支援、社会的養護自立支援事業(生活相談、生活費・居住費支援)の推進 など

児童相談所の強化等

- ・児童福祉司及び児童心理司の適切な配置
- ・子ども総合センター職員の専門性向上 など

当事者である子どもの権利擁護の取組

- ・里親委託・施設入所の開始時等における子どもへの説明及び意見聴取
- ・第三者機関等による権利擁護の仕組みの構築検討 など

子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ・子ども家庭総合支援拠点などのソーシャルワーク体制の構築とショートステイなどの支援メニューの充実 など

資料7の内容を抜粋

要旨を反映

2. 次期子どもプラン(次世代育成行動計画)

次世代育成行動計画における「施策(8)社会的養護が必要な子どもへの支援」の記載内容

1 方向性

- 本市においても、国の方針に則り、「家庭養育優先」の原則の徹底、つまり、家庭における養育の支援を重視しつつ、それが困難な場合には、代替養育のうち、国が「家庭における養育環境と同様の養育環境」と位置づける里親等への委託を進め、これらが適当でない場合は、地域小規模児童養護施設等の小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育が実施できるよう、必要な措置を講じていくこととする。
- 一方で、子ども一人ひとりの特性等に応じて養育していくためには、里親等や児童養護施設など多様な選択肢を確保し、十分な受け皿を整えていく必要があります。そのために、長年築き上げてきた児童養護施設等と里親等が車の両輪として相互に機能するよう、「北九州市児童養護施設協議会」や「北九州市里親会」といった本市ならではのネットワークや社会資源を効果的に連携・活用していくことが重要です。
- 今後、社会的養育の更なる推進に向けて、子ども総合センターと関係部署との連携を深め、「子ども家庭総合支援拠点」などのソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図っていきます。

2 施策の柱

①里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進

家庭と同様な養育環境としての里親、ファミリーホームの普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どものにあった養育環境を提供する。加えて、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても普及啓発を行い、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施する。

②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

児童養護施設において、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育を推進するための地域小規模児童養護施設等の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等や家庭支援・里親支援機能の強化等を図る。また、施設等を退所する児童が希望する進路を選択できるように支援するとともに、生活や就業上の問題を抱える退所者への生活相談事業の実施や、引き続き支援が必要な児童が施設での生活を継続できるように、生活面・就労面の支援を実施する。

③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

一時保護中の子どもや里親委託・児童養護施設入所中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等について丁寧な説明を行うとともに、子どもの意見が適切に表明される仕組みを整備する。加えて、一時保護所においては、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を実施する。

3 成果指標

- ①里親・ファミリーホーム委託率【検討中】
- ②特別養子縁組成立件数【累計28件】
- ③地域小規模児童養護施設の実施箇所数【増加】
- ④児童養護施設等の退所者に対する生活相談により生活・就業状況が改善した件数【増加】

4 施策を推進する主な事業

※「施策(9)児童虐待への対応(子どもを虐待から守る条例の推進)」においても、児童相談所の体制強化等について記載している。

…子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、専門性の向上を図っていきます。

3. 里親等委託率について

(4)本市の里親等への委託子ども数見込み及び委託率の数値目標について

(1)、(2)の数値をもとにした委託率81.2%は、本市の実情と大きくかけ離れるため、以下の考え方に基づき、本市の実情を踏まえた各期における里親等委託率を算出する。

■本市の実情を踏まえた里親等委託が必要な子ども数見込み

今後、里親の新規開拓を推進していくことにより、本市では過去10年間の登録里親世帯増加率は121%であったが、政令市の登録里親世帯増加率の平均値(183%増)並みに増加していくと推計し、それに委託里親世帯比率54%(登録里親世帯のうち、児童を委託している里親世帯の割合)と1世帯当たりの委託児童数1.8人(委託里親世帯にいる児童数の平均)を乗じて、各期の里親等委託の子ども数を見込み算出する。

	現在 (H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	81	132	147	170

■本市の実情を踏まえた里親等委託率の推進計画の数値目標

※以下(現在→5年後→7年後→10年後)の子ども数を表示。

- ・代替養育が必要な子ども数 A (424人→449人→457人→474人)
- ・本市の実情を踏まえた里親等委託子ども数 B (81人→132人→147人→170人)
- ・里親等委託率=B/A

	現在 (H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
国目標(全体)	—	75%(3歳未満)	75%(乳幼児)	50%(学童期以降)
本市目標(全体)	19.1%	29.4%	32.2%	35.9%
※3歳未満	14.3%	38.6%	42.2%	48.9%
※3歳以上就学前	11.9%	40.3%	42.9%	47.0%
※学童期以降	21.1%	26.2%	28.9%	32.1%

資料8の内容を抜粋

○児童人口は、過去10年で約8.1%減

○一時保護児童数、新規入所児童数は、過去10年で平均年間2~3%増

○施設入所児童数は、過去10年で減少傾向

○里親・ファミリーホーム委託児童数、登録世帯数、委託率は、過去10年間で増加傾向

○子ども総合センターにおける相談件数のうち、養護相談や虐待対応件数を取り出すと、過去10年間、特に直近5年間で大幅増加

資料8

本市の実情を踏まえた里親等委託率の数値目標

資料9

(1)代替養育を必要とする子ども数見込みについて

- ・現在(H31.3)の代替養育の子ども数については、424人(市内の児童人口143,669人×約0.30%)である。
- ・これに、これまで10年間に一時保護児童数及び新規入所児童数が平均年間2~3%増えていることから、潜在需要として年間2%増、10年間で約20%増えると想定するとともに、10年間で約8%の児童人口が減少しているため、同様の比率で減少(5年後に4%減少、7年後に6%減少、10年後に8%減少)すると想定。
- ・年齢階層の内訳は、現在の比率をもとに按分。

	現在 (H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	424	449	457	474
※3歳未満	42	44	45	47
※3歳以上就学前	59	62	63	66
※学童期以降	323	343	349	361

(2)里親等委託が必要な子ども数見込みについて(国の策定要領に基づく推計)

- ・国の算式をもとに算出した現在の里親等委託が必要な子ども数(344人)に、潜在需要(年間2%増)及び児童人口の減少比率を加味して、今後の見込みを算出。

	現在 (H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	344	363	371	385

(3)施設で養育が必要な子ども数見込みについて(国の策定要領に基づく推計)

- ・代替養育を必要とする子ども数から里親等委託を必要とする子ども数を減じたもの。

	現在 (H31.3)	2024年(5年後)	2026年(7年後)	2029年(10年後)
全体	80	86	86	89